

変更年度	平成 12 年度
変更年度	平成 18 年度
変更年度	平成 22 年度
変更年度	平成 26 年度
変更年度	令和 3 年度
変更年度	令和 5 年度

## 農業経営基盤の強化の促進に関する

### 基 本 的 な 構 想

令和 5 年 9 月

守 山 市



## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 守山市は、古くから琵琶湖や野洲川の豊かな自然に支えられ、まちの殆んどが平地で温暖な気候に恵まれ、弥生時代から稲作が行なわれてきた。現在でもまちの42%が農地である。その立地条件を生かして米・麦・大豆を主体とする農業生産を展開している。近年、土地利用型農業の他、バラや菊などの花卉園芸や、モリヤマメロン・イチゴ・ミニトマトなどの野菜生産、もりやまフルーツランド近郊ではナシ・ブドウなどの果樹生産が盛んに行なわれている。

今後は、施設園芸において、高収益性の作目・作型は担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。さらに、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家や、施設園芸による集約的経営を展開する農家など、個人経営または集落営農組織の法人化、また後継者の育成、経営の継承、労働力の確保など地域課題の解決を図りながら、農業の発展を目指す。

一方で、近年農地が減少傾向にあり、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 守山市の農業構造については、昭和40年代から工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年では農地集積が図られ、市内の77.0%の農地が認定農業者や集落営農法人、新規就農者を始めとする担い手へ集積されている。

また、農地の流動化が進んでいく中で、経営規模が拡大したものの、担い手の高齢化や後継者不足などが喫緊の課題である。

3 守山市は、このような地域の農業構造の現状およびその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業として振興するため、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、守山市および隣接市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね500万円、主たる従事者2人（共同申請）の場合概ね800万円、集落営農法人の場合概ね650万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 守山市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、守山市は、隣接する草津市・栗東市・野洲市と連携しつつ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、集落・地域での話し合いを促進し、その話し合いに基づき「地域計画」を作成する。また、地域計画の実践や見直しについても支援を行う。

さらには、市、農業協同組合、農業委員会、および滋賀県大津・南部農業農村振興事務所等で構成する守山市農業再生協議会を主体とする戦略作物の生産振興や米の生産調整の推進、地域農業の振興を図り、意欲ある就農希望青年者や担い手等生産者への支援を図る。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動の強化をはじめ、地域計画や農地中間管理事業などを活用して、土地利用調整を展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集積・集約化されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増

進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者または組織経営体（以下「認定農業者」という。）また法第 14 条の 4 第 1 項の規定による青年等就農計画の認定を受けた新規就農者への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止および解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落でありながら、効率的かつ安定的な農業者の育成およびこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画の作成および見直しの推進を支援する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定就農者や認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成および農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、担い手不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度および特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するための指導、助言を行う。また、半農半 X などの多様な担い手による農業への新規参入や農地の有効利用の確保を図る。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、集落営農組織等の生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体となる可能性を持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域の実態等に応じた生産組織の育成と経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらに、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結による女性の農業経営への参画を推進するとともに、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化、地域計画の策定等に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかけるなど、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、これらの者に対して、諸施策に基づく農業経営基盤の強化および農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めて行く。

特に法第 12 条の農業経営改善計画や法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定など、本認定制度を望ましい経営体の育成、施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援により、これら認定農業者、認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、守山市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図る。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

守山市における令和 4 年の認定就農者数は 12 人であり、認定就農者の営農類型をみると、主として施設野菜、露地野菜を経営する者が多い。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

認定就農者の確保に向けては、滋賀県の基本方針や、守山市地域農業振興計画（マスタープラン）に基づき、関係機関や関係団体、農業組合等からの情報の共有化を図り円滑な就農を進める。

また、就農にあたっては、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう、青年等就農計画作成の普及を図るとともに、関係機関が協力し合う中で支援を行い、

地域計画の目標地図における地域内の農業を担う者に位置づけられるために、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。守山市においては、新規就農者への独自支援を構築するとともに、農業協同組合や滋賀県大津・南部農業農村振興事務所の協力のもと、トレーニングハウスの利用による技術習得や普及指導・助言を行っていただくなどの支援策のもとで、認定新規就農者の確保を目的とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業所得の目標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、目標とすべき農業経営の指標として、年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得が概ね250万円を確保できる水準の実現をめざす。

6 農家構造の展望および農用地利用の展望

(1) 農家構造の展望

令和4年度	令和12年度
総農家 920 戸	総農家 880 戸
効率的かつ安定的な農業経営 85 経営体 (9.2%)	効率的かつ安定的な農業経営 105 経営体 (11.9%)
個別経営体 67 経営体	個別経営体 80 経営体
組織経営体 18 経営体	組織経営体 25 経営体
その他農家 835 戸 うち販売農家 434 戸 うち自給的農家 401 戸	その他農家 775 戸 うち販売農家 575 戸 うち自給的農家 200 戸

(2) 農用地利用の展望

令和4年度	令和12年度
耕地面積 1,900ha	耕地面積 1,880ha
規模縮小 販売農家 自給的農家	効率的かつ安定的な農業経営 流動化目標面積 100ha
土地持ち非農家	農用地利用面積 1,504ha うち個別経営体 754ha うち組織経営体 750ha

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、県基本方針および現に守山市および隣接市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 1 土地利用型

#### (1) 個別経営（主たる従事者1名）

（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲作経営	（作付面積等） 水田27ha （水稲・麦・大豆）  水稲：18ha 麦：9ha 大豆：9ha	〈資本装備〉 （中型機械化一貫体系） トラクター （50ps）2台 コンバイン （4条刈）1台 コンバイン （大豆用）1台 乗用田植機 （6条）1台 トラック 1台 乾燥機53石 2台  〈その他〉 ・麦、大豆は二毛作	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

(2) 個別経営 (主たる従事者2名)  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作と施設野菜の複合経営	(作付面積等) 水田30ha+ハウス10a (水稲・麦・大豆・施設野菜)  水稲:20ha 麦:10ha 大豆:10ha イチゴ:10a	〈資本整備〉 (中型機械化一貫体系) トラクター (50ps) 2台 トラクター (20ps) 1台 コンバイン (4条刈) 1台 コンバイン (大豆) 1台 乗用田植機 (6条) 1台 トラック 1台 乾燥機53石 2台 ハウス(イチゴ) 1,000㎡  〈その他〉 ・麦、大豆は二毛作	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく共同申請および、給料制、休日制の導入  ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

(3) 法人経営 (集落営農法人 組合員30名)  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作経営	(作付面積等) 水田30ha (水稲・麦・大豆)	〈資本整備〉 (中型機械化一貫体系) トラクター (50ps) 2台 コンバイン (5条) 1台 コンバイン (大豆) 1台 田植機 (6条) 1台 硬化苗購入・乾燥調製外部委託  〈その他〉 ・麦、大豆は二毛作	・青色申告の実施  ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る  ・従事分量配当方式	・組合員出役による集落ぐるみ型

(4) 法人経営 (主たる従事者2名)  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作と露地野菜経営複合経営	(作付面積等) 水田60ha (水稲・麦・大豆+キャベツ)	〈資本整備〉 (大型機械化一貫体系) トラクター (70.60.30ps) 各1台 コンバイン (6条) 2台 コンバイン (大豆) 1台 田植機 (8条) 2台 乾燥機(70石) 3台  〈その他〉 ・麦、大豆は二毛作	・青色申告の実施  ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実に努める	・常時雇用3名  ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(5) 野菜経営 (主たる従事者1名)  
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜専作経営 (軟弱野菜)	(作付面積等) 小松菜 5,000㎡  7回転	(施設-機械装備) ビニールハウス 5,000㎡ トラクター (25ps) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 予冷库 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ・社会保険等の加入  ・施設野菜に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保
施設野菜専作経営 (果菜類)	(作付面積等) メロン無加温半促成+春菊 2,500㎡	(施設-機械装備) ビニールハウス 2,500㎡ 換気扇、灌水チューブ設置 トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る  ・青色申告の実施	・施設野菜に係る軽作業について、パート雇用従事者を確保



(6) 花卉経営 (主たる従事者1名)  
(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
花卉施設 専作	施設 3,000m <sup>2</sup> (バラ)	(施設-機械装備) 硬質フィルム温室 3,000m <sup>2</sup> ロックウール栽培床 カーテン装置 冷蔵庫・温風暖房機 ・選花機 自走防除機 他  (その他) ロックウールによる 養液栽培	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> <li>・市場原理を踏まえた生産～販売までの戦略の構築</li> <li>・経営体の体質強化を図るため、自己資本の充実に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・社会保険等の加入</li> <li>・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減</li> </ul>
花卉施設 専作	施設 3,000m <sup>2</sup> (中輪菊)	(施設-機械装備) 硬質フィルム温室 3,000m <sup>2</sup> カーテン装置 冷蔵庫・温風暖房機 ・選花機 トラクター (15ps) 1台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農繁期における臨時雇用従事者を確保</li> </ul>

(7) 果樹経営（主たる従事者1名）  
 （農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	果樹1ha程度 （ナシ、ブドウ）	（施設-機械装備） ナシ ・二重棚 ・防鳥防蛾網 ・暗渠・灌水施設整備 ブドウ ・雨よけ果樹棚・防鳥網 ・暗渠・灌水施設整備  トラクター （20ps）1台 スピートスプレー 4戸共同1台  （その他） ナシ 筑水・幸水・豊水・新高の4品種 ブドウ 大粒種・中粒種 選果は共同選果場利用	・直売方式  ・消費者の動向に応じた品目・品種の導入  ・品種を組み合わせでの販売期間の延長  ・顧客サービスの付加	・農繁期における臨時雇用従事者の確保

（注）

- 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。
- 2 組織経営体とは、複数の個人または世帯が、共同で農業を営むか、またはこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社その他農業生産組織のうち経営の一体性および独立性を有するもの。）。

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

青年就農者の年間所得目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の営農類型についてこれを示すと次のようである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水田作経営	〈経営面積等〉 水田 10ha+6ha (水稲・麦・大豆+作業委託)	〈資本整備〉 トラクター (30ps) 1台 コンバイン (3条) 1台 施肥田植機 (5条) 1台 乾燥機 (30石) 2台 〈その他〉 軽トラック 1台	・青色申告の実施  ・経営の資質向上、体質強化を図るため、自己資本の充実に努める	・給料制の導入  ・社会保険等の加入  ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保等
施設野菜専作経営	〈作付面積等〉 小松菜 3,000㎡	〈施設・機械装備〉 ビニールハウス 3,000㎡ トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 予冷库 1台 軽トラック 1台	・青色申告の実施  ・経営の資質向上、体質強化を図るため、自己資本の充実に努める	・給料制の導入  ・社会保険等の加入  ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保等
施設野菜専作経営	〈作付面積等〉 メロン無加温半促成+春菊 1,200㎡	〈施設・機械装備〉 ビニールハウス 1,200㎡ 換気扇、灌水チューブ設置 トラクター (20ps) 1台 管理機 1台 播種機 1台 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台	・青色申告の実施  ・経営の資質向上、体質強化を図るため、自己資本の充実に努める	・給料制の導入  ・社会保険等の加入  ・春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保等

(注) 各指標は、主たる従事者1人を前提にしている。

## 第4 第2および第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保および育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定かつフォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市が就農等促進のために主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

守山市は、就農に向けた情報提供および就農相談を行うとともに、経営相談や就農相談（特に相談者の就農希望地が固まっていないなど、地域の対応が必要な場合）については、農業経営・就農支援センターの活用を促す。

また、経営ノウハウの習得や栽培技術、就農前後の助言・指導等フォローアップについては、県普及指導センターおよび農業協同組合等が、農地の確保については農業委員会等が担当するなど、各組織が役割を分担しながら各種取り組みを進めるとともに、各関係機関と連携を図るための情報共有を行う。

## 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェアおよび地域における農用地の集団化（集約化）についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアおよび集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアおよび集約化の目標	備 考
面積のシェア：80%	農用地面積 1,865.6ha シェア面積 1,492.5ha

なお、集約化については、農地中間管理事業および利用権設定等促進事業を実施して、農用地の利用集積における集約化の割合を高めていくことを目標とする

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況および営農活動の実態等の現状

守山市では、水稻を中心とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者、集落営農組織などの担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しており、ほ場間の移動が多いことや大型機械の導入が出来ない事など、効率的な作業に支障が生じ、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

#### (2) 今後の農地利用等の見通しおよび認定農業者等への農用地の利用集積や集約化の将来の農地利用のビジョン

守山市では分散農地を担い手へ集約化しなければ、担い手の経営改善が進まない可能性が高い。また、今後、離農等により一定量の農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、遊休農地化し、守山市の農業振興に支障を及ぼすおそれがある。

このため、担い手への農用地の集積が一定以上進んだ地域については、市、農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関が一体となって、担い手同士の農用地の利用調整に取り組み、集約化を図ることを目指す。

#### (3) 将来の農用地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容および関係機関ならびに関係団体との連携等

守山市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

ア 認定就農者、認定農業者、集落営農組織等効率的かつ安定的な経営体の育成

イ 地域の実情にあわせた半農半Xなどの多様な担い手の育成

ウ 市、農業委員会、農業協同組合、県等の関係機関が一体となって、農地利用にかかる意向把握、耕作者・地権者に対する集約化への合意形成に向けた助言および集約化に向けた目標地図作成にかかる助言などの支援、農地中間管理事業の活用によるアおよびイに対する農地の集約化の促進

エ 遊休農地解消のための各種施策等の実施

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有を進めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等による連携体制の整備を行う。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

守山市は、滋賀県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

守山市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業に関する事項を行う。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 利用権設定等促進事業に関する事項
- 3 農地中間管理事業の実施を促進する事業に関する事項
- 4 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項
- 5 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業に関する事項
- 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。更に、守山市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度および特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度および特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行なう。

なお、「利用権設定等促進事業」については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という。）の規定によるものとし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条に基づき、令和7年3月31日（その日までに改正後の法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、経過措置として従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができ、その取扱いについても従前の例による。

以下、各事項について述べる。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
  - (1) 協議の場の設置の方法
    - ① 協議の場の開催時期
      - ア 令和5年度  
年度初めに集落ごとの地域計画の推進の方針などを協議する場を設置し、年度の後半以降、必要に応じて具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
      - イ 令和6年度  
必要に応じて、年度後半に具体的な地域計画の素案に対する協議の場の設置を行う。
      - ウ 令和7年度以降  
必要に応じて協議の場の設置を行う。
    - ② 開催に係る情報提供の方法  
ホームページにより開催にかかる周知を行う。
    - ③ 参集者  
参集者は、農業者代表、市、農業委員会、農業協同組合、滋賀県農林漁業担い手育成基金、土地改良区、県を基本とする。
    - ④ 協議すべき事項  
当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図

るために必要な事項について協議するものとする。

⑤ 協議の進め方

ア 推進体制の整備

地域計画の作成を円滑に進めるため、市、農業委員会事務局、県、農業協同組合等からなる地域計画推進会議を設置し、地域計画策定にかかる方針や役割分担および推進方策などを検討する。

イ 協議の場を開催する準備

地域計画策定に向け、集落での話し合いに基づく地域計画の素案作成を推進するとともに、必要に応じて地権者および耕作者へのアンケート調査および広域の担い手との意見交換会を実施し、集落での話し合いにおいて意向が反映されるように努める。

ウ 相談窓口の設置

地域計画に係る問合せへの対応を行うための窓口を守山市に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

集落や学区などの、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域を基準として、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) 地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権の設定等の推進について

地域計画の策定に当たって、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区、県等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、担い手への農地の集約化などが進むよう地域計画の実現に向けた支援を行う。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作または養畜の事業を行う個人または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権等の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)および(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化移動あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用するこ

とができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）および（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を実施する農地中間管理機構および独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、または農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等を行うことについて守山市長に確約書を提出すること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。
- なお、「業務を執行する役員」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役のほか、理事、執行役、支店長等組織名であって、実質的に業務執行についての権限を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。その確認のため、法人の登記事項証明、法人の代表者が発行する証明書等を守山市へ提出すること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準および支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準および決済の方法その他利用権の条件ならびに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準および支払いの方法ならびに所有権の移転の時期は、別紙 2のとおりとする。

## （3）開発を伴う場合の措置



- ① 守山市は、開発して農用地または農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体および農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 守山市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### （４）農用地利用集積計画の策定期

- ① 守山市は、法第 6 条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 守山市は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 守山市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

#### （５）要請および申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者または利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体および営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 守山市の全部または一部をその地区の全部または一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項または第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②および③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（または移転）されている利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

#### （６）農用地利用集積計画の作成

- ① 守山市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 守山市は、（５）の②および③の規定による農地利用改善団体、農業協同組合または土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設

定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 守山市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地およびその者の現に耕作に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積ならびに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善および安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称および住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目および面積  
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称および住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（または移転の時期）、存続期間（または残存期間）、借賃およびその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準および決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）およびその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借または使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書を参考資料（法人である場合は定款の写しも）を添えて守山市長に報告する旨
- ア ①に規定する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）
- イ ①に規定する者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
- ウ イの農用地における作物の種類別作付面積または栽培面積、生産数量および反収
- エ ①に規定する者が行う耕作または養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響
- オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
- カ ①に規定する者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、①が行う耕作または養畜の事業に常時従事する者の役職名および氏名ならびに①の行う耕作または養畜の事業への従事状況
- キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が③、④以外の設定または移転を受ける利用権の条件その他利用権の設定等に係る法律関係に関する事項および①に規定する者が旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、撤退した場合の混乱を避けるため次に掲げる事項（実行する能力があるかについて確認して記載）
- ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- イ 原状回復の費用の負担者
  - ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決めおよび担保措置
  - エ 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
  - オ 必要に応じて、アからエのほか、撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

守山市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者ならびに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用および収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

守山市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときまたは(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨およびその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

守山市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(もしくは移転し)または所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

守山市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

守山市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた旧法第18条第2項第6号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

- ① その者がその農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

守山市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち以下に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す。

- ① (9)で公告した農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸

借による権利の設定を受けた旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるのにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

② (13) の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(15) 取消の公告

守山市は、(14) の取消しをしたときは、(14) の①および②に係る賃貸借または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨および当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を守山市の掲示板への掲示により公告する。

なお、この公告により(14)による取消しに係る賃貸借または使用貸借は解除されたものとみなす。

また農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 守山市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)との連携の下に、普及啓発活動等を行うことにより同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 市、農業委員会および農業協同組合は、農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・集約化対策事業を促進するため、同機構に対し、情報提供や事業の協力を行うものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

守山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用および農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有および利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないと判断される場合は、その区域から一部を除外することが出来るものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置および農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

カ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

キ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約および構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を守山市に提出して、農用地利用規程について守山市の認定を受けることができる。
- ② 守山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のオに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 守山市は、②の認定をしたときは、その旨および当該認定に係る農用地利用規程を守山市の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有および利用の現況および将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人または特定農業団体の名称および住所
- イ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等および農作業の委託に関する事項
- ③ 守山市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等もしくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

- ④ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（7）農用地利用改善団体の勧奨等

① （5）の②の認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用および収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体においては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人および特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努める。

（8）農用地利用改善事業の指導、援助

① 守山市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。

② 守山市は、（5）の①に規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関、団体が一体となり総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

守山市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置

との連携の強化

オ 地域および作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等  
農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや関係機関、団体等との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等により、農作業受委託の促進に努める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

守山市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 守山市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図っていく。また、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

イ 守山市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ 守山市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

守山市は、農業委員会、滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、農業協同組合、土地改良区および農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成およびこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区および農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、守山市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第6の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）または畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）または生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人または農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。



別紙 2 (第 6 の 2 の (2) 関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。)の設定または移転を受ける場合

① 存続期間(または残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないと思われる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(または移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(または残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良の為に費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(または移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき守山市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

①存続期間（または残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用および収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類および農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。